



彩の国 埼玉県

障害児(者)施設災害対応マニュアル



埼玉県のマスコット「コバトン」

平成26年4月改訂版
埼玉県福祉部障害者支援課

《 目 次 》

| | |
|---------------------------------|----|
| ◎マニュアル作成の趣旨 | 1 |
| 1 防災計画の策定 | 2 |
| 2 施設内の安全化 | 2 |
| 3 緊急連絡、災害対応組織体制 | 3 |
| 4 入所者の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立 | 4 |
| 5 施設外の避難場所への避難誘導 | 5 |
| 6 防災資機材等の備蓄 | 5 |
| 7 防災教育及び訓練の実施 | 6 |
| 8 災害発生時の対応 | 6 |
| ◎災害時の被害報告様式 | 7 |
| ◎震災応急対策のポイント | 8 |
| ◎風水害応急対策のポイント | 9 |
| ◎災害対策に係る組織体制の例 | 10 |
| ◎参考 埼玉県地域防災計画（抜粋） | 11 |

◎ マニュアル作成の趣旨

このマニュアルは、別に定める危機管理マニュアルを補完するものとして、障害児者施設における震災や風水害などの大規模な災害に対応するための参考としていただくことを目的とするものです。

このマニュアルにおける障害児者施設とは、障害者支援施設及び障害児入所施設を想定しています。また、障害福祉サービスを行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所、グループホーム、児童発達支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービス）は、このマニュアルに準じて対応してください。

障害児者施設では、災害発生時に自らの安全を確保できない入所者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備しなければなりません。

埼玉県地域防災計画では、社会福祉施設等入所者の対策として施設管理者の行うべき事項を定めています。各施設においては、埼玉県地域防災計画、及びこのマニュアルに基づいて具体的かつ実効性のある防災計画を作成しましょう。

1 防災計画の策定

障害児者施設においては、入所者や職員の命を守るとともにサービスの早期再開を図るため、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、地震や風水害などの大規模な災害の発生を想定した「防災計画」を策定しましょう。

防災計画は、以下の項目（２～７）に従い、入所者の障害の特性や、施設の土地・建物、周囲の状況に応じて災害発生時に必要な対応を迅速かつ円滑にとるために作成するものです。防災訓練等の際に定期的に見直しを行い、より具体的かつ実践的なものとなるようにしましょう。また、大地震などによる広域的な大規模災害の備えとして、被災者の受け入れや職員の派遣等についても想定しておきましょう。

職員に対しては、災害発生時の参集、初期対応などを定め、職場研修や防災訓練などを通じて周知徹底を図りましょう。また、入所者に対しては、災害発生時の避難経路や緊急避難先等をあらかじめ周知するようにしましょう。

2 施設内の安全化

災害発生時に自らの安全を確保できない入所者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備しましょう。

（１）施設の耐震化対策

震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行いましょう。

（２）施設の立地環境と風水害の予測、予防

風水害や土砂崩れなどの災害は、施設が立地している地盤や地形などの立地環境からある程度予測できます。

台風や集中豪雨などによる水害の予測については、市町村が作成する「洪水ハザードマップ」を確認しましょう。

土砂災害警戒区域に指定されている障害児者施設は、市町村が作成する「土砂災害ハザードマップ」を確認しましょう。

（３）非常用自家発電装置等の設置

停電時の人命に関わる事故を未然に防ぐため、人工呼吸器や喀痰吸引を必要とする方、体温調整のための空調設備が必要な方、又は停電によるパニック・自傷を防止する必要がある方が入所する障害児者施設では、非常用自家発電装置等の設置により備えを万全にしましょう。

（４）避難経路の確保

災害時における居室から屋外の集合場所等に至る避難経路を定めた地図を作成し、廊下など誰もが確認できる場所に掲出しましょう。

（５）屋内・屋外の安全対策

（ア）窓ガラス等の対策

・窓や書棚、食器棚等のガラスについては、必要に応じて飛散防止フィルム等で補強しましょう。

（イ）備品等の転倒防止対策

- ・机、ロッカー、タンス、書棚、大型電化製品など備品類については、金具等によって床や壁にしっかりと固定しましょう。
 - ・収納スペースの扉については、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を施しましょう。
- (ウ) 天井からの落下物対策
- ・照明器具や壁掛け時計などについては、取付状態を点検し、必要に応じて落下防止策を施しましょう。
- (エ) 安全スペースの確保
- ・多目的室や広い廊下などに「安全スペース」を確保するよう心掛けましょう。
- (オ) 地下室の安全確保
- ・地下室の設置されている施設は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「水圧で避難口から出られない。」「電灯が消えると闇になる。」など、地下室が危険な場所であることを認識し、必要な安全対策を講じましょう。
- (カ) 屋外対策（門、塀、工作物等の倒壊防止）
- ・門、塀の亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行いましょう。
 - ・物置、老木、プロパンガスボンベ等施設の構内にある倒壊の恐れのある工作物の点検を行い、必要に応じて固定、補強し、不用物は除去しましょう。
 - ・避難経路に設置されている自動販売機などの設置物については、必要な転倒防止策を施しましょう。
 - ・屋外設備については、必要に応じてかさ上げ工事や防水対策を実施しましょう。
 - ・排水溝の点検、清掃を行いましょう。
 - ・台風など激しい風雨が予想される場合は、鉢植え、物干しなどの飛散防止を施しましょう。

3 緊急連絡、災害対応組織体制

障害児者施設では、緊急連絡体制を整備しましょう。また、職員の居住場所や通勤手段によって夜間の地震発生時等に施設に参集することができる職員を把握した上で職員の役割分担を定め、災害発生時に迅速に対応するための体制を整備しましょう。

各事業所の実態に即した予防対策を講じることがポイントになります。

○夜間等に地震が発生した場合の参集例

| 参集体制 | 行動基準 | 参集人員 | 参集方法 |
|------|------------------------|---|----------|
| 警戒参集 | 施設所在市町村内で震度5弱以上を記録したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・施設長 ・各班責任者 ・あらかじめ定めた職員 | 自主（自動）参集 |

| | | | |
|----------|--------------------------------|------|----|
| 非常 参集 | 施設所在市町村内 で震度5強以上を 記録したとき | ・ 全員 | 同上 |
|----------|--------------------------------|------|----|

※震度にかかわらず施設に被害が及んだ場合は、宿直者等が施設長に被害の状況を連絡し、対応について判断を求めましょう。

☆職員間の非常時連絡方法のルール

電話やメールによる参集連絡文案を定型文にして連絡の迅速化を図りましょう。

(例1)「〇〇です。今、△△にいます。後□□分で到着します。」

(例2)「〇〇です。今、××の理由により参集できません。●●にて待機します。」

○夜間の風水害等への対応例

台風の接近などにより施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、あらかじめ気象情報など必要な情報をインターネットやテレビ、ラジオ等により収集し、夜間における風水害等に対応できる体制を整えておきましょう。

4 入所者の安否確認及び保護者等との連絡体制の確立

(1) 入所者及び入所者保護者等の安否確認

災害発生時には、入所者全員の施設内外の居場所を把握し安否確認を行いましょう。また、入所者の保護者等と迅速に連絡がとれるよう、あらかじめ緊急連絡体制を整えておきましょう。

(2) 情報通信手段

ア 災害用伝言ダイヤル171

災害発生時に被災地の方の安否を気遣う電話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、NTT東日本がサービスを提供します。

イ 災害用伝言板

震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合に携帯電話によるメッセージの伝言板の役割を果たします。

ウ 災害時優先電話

災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者、病院などの機関を対象に指定されている回線で、「発信」については、一般の回線よりも優先されます。(総務省のホームページに、概要等が掲載されています。)

社会福祉法第2条第1項に定める社会福祉事業を行う者は総務大臣が指定する機関(平成21年3月9日総務省告示第113号)に当たるため指定を受けることができます。ただし、回線等の都合で指定を受けられない場合もあるので、利用する際は電気通信事業者(NTTの場合は「116」)に問い合わせましょう。

5 施設外の避難場所への避難誘導

水害による床上浸水など災害の種類に応じて施設の入所者に危険が及ぶことが想定される場合は、市町村や消防署など防災関係機関と相談の上、施設外に避難場所を設定しておきましょう。

入所者を避難場所まで安全に誘導するための避難経路や移送手段を定めておきましょう。また、障害の特性に応じて、入所者一人ひとりの避難時の注意点をまとめておきましょう。

(1) 避難経路の確認等

施設から避難場所までの避難経路については、避難が想定される災害に応じて安全かつ適切な道路、移送手段等を選定しましょう。

移送手段については、避難場所までの距離、入所者の障害の特性などに応じたものとしましょう。また、移送時の職員や車両などの体制を定めておきましょう。

避難場所、避難経路及び移送手段を示す地図を作成し、廊下など誰もが確認できる場所に掲出しましょう。

(2) 非常持出品の準備

非常持出品は、避難場所に援助物資が届くまでの間（2～3日）に必要となる物品等を持ち出し可能な範囲で想定し、用意しましょう。

（非常持ち出し品の例）

非常食、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール（ポリ）袋、軍手、ナイフ、ライター（マッチ）、ひも類、ヘルメット、タオル、ウェットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、入所者・職員・嘱託医等の緊急連絡一覧表、使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、入所者使用薬、毛布、担架、車椅子など

6 防災資機材等の備蓄

大規模な災害に備え、利用者の障害の特性を踏まえて以下に示す物資等を備蓄しておきましょう。また、チェックリストを作成し、防災訓練の際に物資の確認をしましょう。

なお、通所施設では、日中活動中に大規模な災害が起こると交通機関が麻痺してしまい、帰宅することが困難なケースも想定されます。通所者の災害時の帰宅方法を、あらかじめ保護者の方と調整しておくことはもちろんですが、通所施設に宿泊せざるを得ないケースが想定される場合は、必要に応じて、食料品等の備蓄をしておきましょう。

(1) 非常用食料（3日分）

入所者の障害の特性に配慮したものとしましょう。

(2) 飲料水（3日分）

入所者の清拭等に使用することも考慮して必要量を用意しましょう。

(3) 常備薬（3日分）

医療的ケアが必要な入所者に係る一般の調剤薬局では手に入らない医薬品等の備蓄については、あらかじめ入所者の担当医と相談しておきましょう。

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）

入所者の障害の特性に配慮したものとしましょう。

(5) 照明器具

懐中電灯の電池、自家発電装置の燃料なども用意しましょう。

(6) 熱源

暖房用、炊き出し用など必要な器具、及び灯油、プロパンガスなどの燃料を用意しましょう。

(7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(8) 障害の特性に応じた必要な物品等

7 防災教育及び訓練の実施

- ① 避難誘導に当たっては、入所者の障害の特性に応じた適切な対応を、あらかじめ定めて訓練しましょう。

【対応例】

- ・自力歩行が困難な方の避難介助
- ・口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ・パニックなどによる2次災害の防止 など

- ② 障害児者施設は、職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的

に実施しましょう。

③ 防災訓練の内容は、具体的な災害を想定したものとしましょう。そして、各施設が実際に策定した防災計画が、上記2～6の各項目について具体的に機能するかどうか確認するものとしましょう。

- ④ また、災害や電力不足による停電を想定し人工呼吸器をはじめ医療機器の動作確認など必要な訓練を実施しましょう。

- ⑤ なお、施設における被災した障害者の受入れについては、受入れ人数、受入れ場所、及び食事・入浴等の提供方法等総合的な見地から検討しておきましょう。

- ⑥ 地域住民に対し、普段から障害者の理解等、啓発・啓蒙活動に努め、万が一の際に相互協力ができる関係の構築を目指しましょう。

8 災害発生時の対応

災害発生時は、このマニュアルに基づいて各施設が策定する防災計画、及び別に定める危機管理マニュアルに基づいて各施設が策定する危機対応マニュアルに基づいて対応しましょう。入所者の安全確保を最優先とし、復旧に努めましょう。また、県福祉事務所に対する事故報告など関係機関への連絡を速やかに行いましょう。

(参考様式) 自然災害時に事故報告(速報)に代えて提出します。

台風〇〇号による被害報告

所在地:

事業所名:

事業種別:

管理者:

| | | |
|-------------|---|--------------|
| 人的被害 | 被害を受けた者 | 利用者 人 ・ 職員 人 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の程度 ・ 被害への対応 ・ 施設運営への影響の有無 | |
| 建物・設備等の物的被害 | 被害箇所 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の程度 ・ 被害への対応 ・ 施設運営への影響の有無 | |
| ライフラインの途絶 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン名称 ・ 復旧見込 ・ 対応状況 ・ 施設運営への影響の有無 | |
| 避難の有無 | 無 ・ 有 (〇〇人) | 避難場所 () |

報告者氏名:

緊急連絡先:

◎震災応急対策のポイント

1 入所者及び職員の安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守りましょう。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、入所者に対する声かけなどにより安全を図りましょう。揺れが収まってきたら、入所者及び職員の安否を確認しましょう。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施しましょう。また、不幸にも死者が出た場合は、入所者から隔離して安置しましょう。

2 入所者の避難経路の確保

建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、入所者の避難経路を確保しましょう。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難しましょう。入所者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきましょう。

施設内外で火災が発生した場合は、入所者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めましょう。

3 職員の確保

夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集しましょう。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動しましょう。

4 停電時の対応

人工呼吸器や痰の吸引器を使用する方など、停電が生命に関わる方が入所する施設では、非常用自家発電装置が正常に作動していることを確認します。

5 関係機関との連絡調整

入所者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告しましょう。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にしましょう。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

6 保護者への連絡

必要に応じて、入所者の安否を保護者に伝えましょう。

また、通所施設で震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させましょう。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいでしょう。

7 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所を確認しましょう。補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意しましょう。

◎風水害応急対策のポイント

1 入所者及び職員の安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難しましょう。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、入所者に対する声かけなどにより安全を図りましょう。

風雨が収まってきたら、入所者及び職員の安否を確認しましょう。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施しましょう。また、不幸にも死者が出た場合は、入所者から隔離して安置しましょう。

2 入所者の避難経路の確保

建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、入所者の避難経路を確保しましょう。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難しましょう。入所者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきましょう。

3 職員の確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、夜間でも、あらかじめ職員体制を整えておきましょう。

被害が想定できなかった場合、夜間等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集しましょう。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動しましょう。

4 停電時の対応

人工呼吸器や痰の吸引器を使用する方など、停電が生命に関わる方が入所する施設では、非常用自家発電装置が正常に作動していることを確認します。

5 関係機関との連絡調整

入所者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告しましょう。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にしましょう。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

6 保護者への連絡

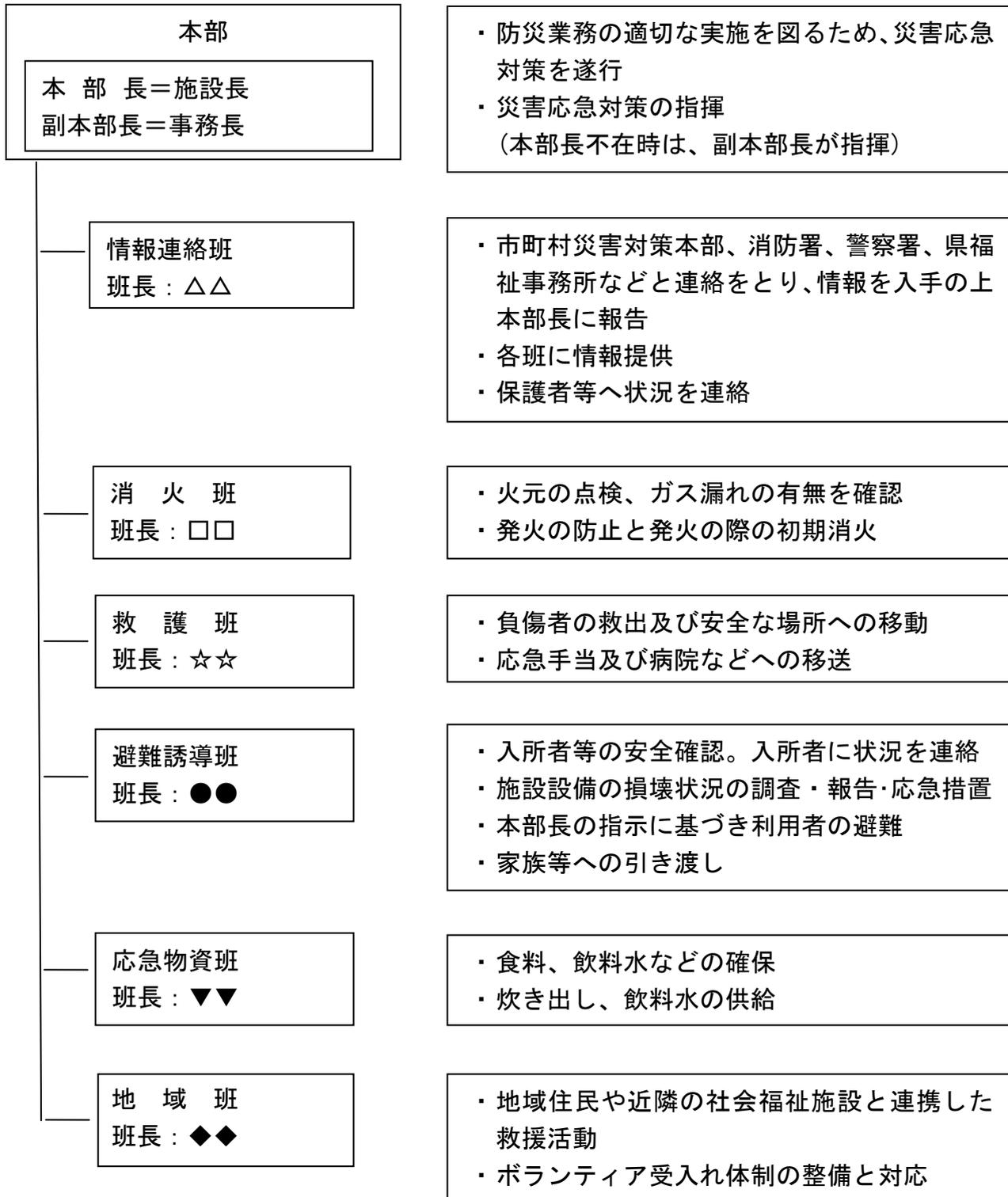
必要に応じて、入所者の安否を保護者に伝えましょう。

また、通所施設で風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させましょう。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいでしょう。

7 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所を確認しましょう。補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意しましょう。

◎ 災害対策に係る組織体制の例



◎参考 埼玉県地域防災計画（抜粋）

1 震災対策編（社会福祉施設入所者等の安全確保）

（1）災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市町村はこれを指導する。

（2）緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を連絡し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

（3）避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

（4）施設間の相互支援システムの確立

県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

（5）被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

（6）食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

ア 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分）

イ 飲料水（3日分）

ウ 常備薬（3日分）

エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）

オ 照明器具

カ 熱源

キ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市町村との連携を図っておく。

(9) 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

2 風水害・事故対策編（社会福祉施設入所者等の安全確保）

(1) ～ (8) まで上記 1 に同じ。